

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則 の一部を改正する内閣府令（案）の概要

1. 投資信託等の多様化

(1) 金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外

金銭信託の例外とすることができる委託者指図型投資信託の範囲に関し、現物交換の可能な資産として、商品市場又は外国商品市場において上場されている商品であって、当該市場における現物決済が可能な取引に係るものを追加することとする（第 19 条）。

(2) 特定資産の価格等の調査

特定資産の価格等の調査を行う対象から、商品市場等に上場されている商品及び商品市場等において行う商品先物取引等に係る権利を除外するとともに、これら以外の商品の取引及び商品先物取引等について調査事項の詳細を規定することとする（第 22 条）。

(3) その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

2. いわゆるプロ向け市場の創設に係る規定の整備

いわゆるプロ向け市場の創設に伴い、所要の規定の整備を行う。

3. 外国投資信託等の届出義務の緩和

適格機関投資家による外国投資信託等の外国市場等における売買に関し、外国投資信託等の届出を不要とする（第 94 条の 2、第 259 条の 2）。